

議案第24号

久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

久喜市土地区画整理事業施行規程（平成22年久喜市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。